

接続ルールの見直しに関する意見書

平成12年12月4日

電 気 通 信 審 議 会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8116

(ふりがな) とうきょうと ちよたく おおてまち

住 所 東京都千代田区大手町2-3-1

(ふりがな) にほんでんしんでんわかぶしがいいしゃ

氏 名 日本電信電話株式会社

みやづ じゅんいちろう

代表取締役社長 宮津 純一郎

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

接続ルールの見直しに関するNTTの意見書

1. 基本的な考え方

- 光インフラは、現在でも他事業者の設備保有量がNTTを上回る状況にあり、今後とも、競争下で構築されていくものであることから、現在の指定電気通信設備規制^{註)}から除外することが必要である。

註) 現在の指定電気通信設備規制は、電電公社時代に独占的に構築されたメタル回線を前提に、NTTを対象として規制料金による提供を義務付けるもの。

- (1) 高速インターネットの基盤となる光インフラは各事業者の競争によって構築されるものであり、各事業者の投資インセンティブが十分働くルールが望ましく、そのためには光インフラの価格等が市場競争によって決定されることが必要である。
- (2) 光インフラは、NTT 他通信事業者ばかりではなく、電力会社 鉄道会社等との競争によって構築されるものであり、NTTとこれら他事業者を平等に取り扱うルールが必要。

2. 具体的意見

NTTの意見	第一次答申(草案)の対応箇所
1. 光ファイバ設備と指定電気通信設備規制 答申草案は、光ファイバ設備は指定電気通信設備としているが、以下の理由から、光ファイバ設備は指定設備には該当しないと考える。 答申草案第Ⅱ章 2 節 3(1)④) (1) 光ファイバ設備とメタル設備の競争環境の相違 第Ⅱ章 2 節 3(1)①) ・光インフラについては、①現在でも、他事業者はNTTの約2倍の距離のアクセス系光ファイバ設備を保有していること、②今後、キャリアズ・キャリア制度の導入、線路敷設の円滑化によって更なる参入が想定されることから、電電公社時代に独占的に敷設したメタルとは異なり、設備上のボトルネック性は存在しない。 註) 東京電力は、幹線系だけでなく引込み部分を含めた加入者系光ファイバの心線貸し事業を大幅に拡大することを公表済み(H12.11.10) (2) ボトルネック性の判断基準 答申草案第Ⅱ章 2 節 3(1)③) ・ボトルネック設備規制の適用の可否は、競争の結果獲得されたユーザ数ではなく、通信事業者・電力会社等を含めた全事業者が保有する光ファイバの設備量(潜在的回線数)を基準に決定すべき。 - 現在の事業法の法文上も、事業者が保有している設備量に着目して規制する体系になっているものと認識。 ・NTTの場合、現時点でユーザが使用している光ファイバーは既設設備の全容量の1割程度であり、この部分だけに着目して設備のボトルネック性を測定することは不適当。 ・光のボトルネック性を判断するためには、全事業者の光ファイバの設備量(潜在的回線数)に関するデータを整備することが先決。 (3) 接続の円滑化と指定電気通信設備規制 答申草案第Ⅱ章 2 節 3(1)②) ・全ての事業者に課せられている接続義務と、指定設備とするか否かは別の議論であり、接続が円滑に行われていないことが、光ファイバを指定設備とする論拠にならないものと認識。 註) 同じ答申草案においても、接続の請求に応じる義務と、光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するか否かは別の議論」との記述がある。 (4) 電柱・管路等の設備を保有していることとの関係 答申草案第Ⅱ章 2 節 3(1)①) ・電力会社等は既にNTTの約2倍程度の電柱を保持しており、光ファイバの設置にあたってNTTが有利な立場にあるわけではない。 註) 電力会社の電柱: 約2000万本 NTTの電柱: 約1200万本 ・また、光インフラは主に高速インターネット需要に対応して構築していくものであることから、メタルの入れ替えという形態ではなく、電話用のメタルを残置したまま新たに光ファイバを設置する形態が主力になると考えており、他事業者よりNTTが有利な立場にあるとの指摘はあたらない。 ・今後、線路敷設を円滑化するルールの整備によって、管路等の施設を保有しない事業者の参入も促進されるはずである。	第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲 第2 節 光ファイバ設備の扱い 3. 考え方 ① 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否か ④ 光ファイバ設備は、以下の理由により、従前どおりメタル等設備と<u>区別せず、今後も指定設備の範囲に含めて捉えていくことが適当。</u> ① 加入者回線を現に設置している事業者は、建物、管路、とう道、電柱などを保持していることから、<u>設備入れ替え等について、他の事業者が新規設置するよりも遙かに容易に行うことができる。</u> <u>光ファイバ設備かメタル設備か、設備の素材にかかわらず現在の規制の考え方を変更すべき特段の事情が認められない。</u> ② NTT地域会社の光ファイバ設備と他事業者設備との接続が円滑に行われていると言える状況にはない。 ③ ボトルネック性は加入者へのアクセスについて生じるものなので、その程度を見るにはケーブル巨長でなく、加入者へのアクセスの占有率を検証する必要がある。 加入者へのアクセスについては、平成11年度末において、NTT東西は全国平均では85%の占有率を占めている。

NTTの意見	第一次答申（草案）の対応箇所
2. 光ファイバ設備の料金 （答申草案第Ⅱ章2節3(2)③、及び第Ⅲ章3(4)） ・光インフラの料金は、競争下で各事業者の投資インセンティブが十分働くルールの下で決定されることが必要であり、長期増分費用方式の適用外とすることは勿論のこと、実際費用方式の下でも、地域別料金を含めた市場価格で提供していくことが必要。 ・したがって、「光ファイバ設備に係る接続料については、事業者の新規投資インセンティブを失わせないことに留意」との答申草案の考え方には賛成。 ・今後光インフラで提供されるサービスは、ユニバーサルサービスの対象外であるとともに、競争下で提供されていくことから、開始当初から地域別料金を許容することが必要。 （注）IT特別部会答申草案においても、ユニバーサルサービスとされる加入電話等以外の通信料金については、競争環境下において、市場原理に基づき設定されるものであり、地域別料金格差を設けることは一概に否定されない」とされている。 3. 光ファイバ設備の接続義務 答申草案第Ⅱ章2節3(3)②④） ・光ファイバ設備が存在しない場合には、接続義務は無いとした答申草案については賛成するが、既に光ファイバが設置されているき線エリアにおいても、現実に保有する設備量で対応できる範囲内での接続義務とすることが必要。 光化き線エリアにおいても、保有設備を超える需要が出れば、即応できない事情は同じ） 4. 移動体市場における接続ルール 既に競争が十分進展している移動体市場においては、設備のボトルネック性がなく、接続協議における支配的地位の濫用等を懸念する必要がないため、接続ルールにおける非対称規制を導入することは不要。 なお、EU指令においては支配的事業者であっても接続協定及び事前許可制がないことを考慮して、全ての事業者に対して認可制を届出制に変更することが望ましい。 （答申草案第Ⅱ章1節3(2)、(3)）	第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲 第2節 光ファイバ設備の扱い 3. 考え方 ② 光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用 ① <u>光ファイバ設備に係る接続料の原価算定において長期増分費用方式を導入するか否かは、光ファイバ設備を指定電気通信設備として位置付けるか否かととは別の議論。</u> ③ <u>現在長期増分費用方式の適用が行われていない部分 加入者系光ファイバ設備）の接続料については、少なくとも当面は、実際費用方式による適正な原価算定を行う。</u> <u>長期増分費用方式の導入の可否については、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意して、その適用の是非等を判断していくことが望ましい。</u> ③ 光ファイバ設備を接続の為に設置する義務 ② 一般的に、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、存在しない場合には接続義務はないと考えることが妥当。 ④ <u>光ファイバ設備のうち、端末系伝送路設備については、既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域（例えば2週間程度で対応可能な光化されたき線エリア）においては、接続の請求に応じることが求められるものとする。</u> 第Ⅲ章 光ファイバ設備の細分化（アンバンドル） 3. 考え方 ④ <u>光回線接続サービスに係る接続料については、地域別料金の是非について引き続き検討していく必要があるが、結論が出るまでの間は、地域毎に差異を設けない均一料金とすべきである。</u> 第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲 第1節 移動体通信事業者設備の扱い ③ 移動体通信市場において市場支配力を有する事業者に対して次のようなルールを設定することが考えられる。 ・現在個別協議の上で個別の接続協定を締結し認可を受けることを要する制度を、当該事業者が接続約款を作成して、一定のルールの下で認可を受ける制度に改める。 ・接続約款を公表するものとする。 ・現在採られている認可審査基準（不当な差別的取扱いの禁止、適正な原価に照らし公正妥当な接続料、その他）を法文上明確化すると共に、認可にあたっての手続において透明性の確保を図る。